



会 議：国際海事機関（IMO）第5回汚染防止・対応小委員会（PPR 5）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2018年2月5日～9日

参加国：国および地域：73、政府間機構：4、国際機関：39

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

村岡 英一：国際連携センター副センター長

高橋 千織：環境・動力系環境分析研究グループ長

益田 晶子：環境・動力系環境分析研究グループ上席研究員

林原 仁志：構造安全評価系基準開発グループ主任研究員

概要：汚染防止・対応小委員会は、

- 燃料油硫黄分規制の統一的な実施方策の審議を開始し、2019年夏までにガイドラインを策定することに合意した。
- 船舶の機関から排出されるブラックカーボンを計測する方法を三種類に絞り込むとともに、報告様式を策定した。

主な貢献

太田、村岡、高橋、益田は、国際海運からのブラックカーボン排出（議題7）、排ガス再循環装置排水ガイドラインの見直し（議題9）2015排ガス洗浄システムガイドラインの見直し（議題11）、燃料油サンプリングポイントを要求するためのMARPOL条約附属書VI第14規則の改正（議題12）、MARPOL条約附属書VI第14.1.3規則の統一の実施（議題13）の審議を担当し、これら議題を審議する作業部会にも参加し、審議に貢献した。

林原は、化学物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による国際バルクケミカル改正の準備（議題3）及び高粘性及び持続性浮遊物質の貨物残渣及びタンク洗浄水に関するMARPOL条約附属書IIの見直し（議題4）の審議を担当し、これら議題を審議する作業部会にも参加し、審議に貢献した。



海上技術安全研究所からの出席者



主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 国際海運からのブラックカーボン排出が北極海域に与える影響

小委員会は、船舶から排出されるブラックカーボン（燃焼で発生する黒いすす）が北極域の環境に与える影響の実態を把握するため検討を続けている。今次会合においては、各国が調査研究を実施して蓄積したデータを IMO に報告するための報告様式が策定された。また、データ収集のための計測方法を FSN（フィルタスモークメータ）、PAS（光音響法）、LII（レーザー誘導発光法）の三種類に特定した。今後、同様式・方法により、データを収集し、検証を進めることに合意した。

2 MARPOL 条約附属書 VI 第 14.1.3 規則の統一の実施

船舶からの排気ガス中の硫黄酸化物（SO_x）や粒子状物質（PM）による人の健康や環境への悪影響を低減するため、海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）により、燃料油中の硫黄分濃度が世界的に規制されている。さらに、この規制値は、2020 年 1 月以降、現行の 3.50%以下から 0.50%以下に強化されることが決まっている。一方、基準に適合しない安価な高硫黄燃料油を使用するなど同規制が遵守されない場合、外航海運の競争条件が不当に歪められることが懸念されている。このため PPR 小委員会は、今次会合より、燃料油硫黄分規制の統一の実施方策に関する審議を開始した。

審議の結果小委員会は、我が国の提案を含む規制の統一の実施のためのガイドラインを 2019 年夏までに策定することに合意した。さらに、本年 7 月 9 日～13 日に、同ガイドラインの策定に向けた集中審議を行うための中間会合を開催することに合意した。

3 化学物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による国際バルクケミカル改正の準備

小委員会は、国際バルクケミカルコード第 17 章、第 18 章及び第 19 章の改正案について合意するとともに、MARPOL 条約附属書 I 及び附属書 II に基づく製品の評価に関するガイダンスに関連し、高エネルギー燃料及びその混合物の輸送に関するガイドラインの MEPC 回章案に合意した。

4 高粘性及び持続性浮遊物質の貨物残渣及びタンク洗浄水に関する MARPOL 条約附属書 II の見直し

小委員会は、高粘性／高融点の持続性浮遊物質の排出に関する MARPOL 条約附属書 II の改正案に合意した。

5 次回会合

次回の汚染防止・対応小委員会（PPR 6）は、2019 年 2 月 18 日から 22 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。